

現場代理人の常駐義務緩和措置に関する運用基準の取扱い

財務部契約検査課

I 常駐義務を緩和する措置

現場代理人の常駐義務を緩和する措置は次の2つとする。ただし、一人の現場代理人に対し、(1)と(2)は同時に適用できないものとする。

- (1) 現場代理人の常駐の免除
- (2) 複数の工事における現場代理人の兼任

II 現場代理人の常駐義務の免除

柏崎市の発注した工事（上下水道局の発注した工事を含む。以下同じ。）においては、次の(1)から(4)に掲げる期間については、常駐を免除することができるものとする。

ただし、いずれの場合も発注者と受注者との間で、これらの期間が工事打合簿によりあらかじめ明確となっていなければならない。

- (1) 契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間
- (2) 建設工事請負基準約款第22条第1項又は第2項の規定により、工事の全部の施工を一時中止している期間
- (3) 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター、発電機・配電盤等の電機品等の工場製作を含む工事全般について、工場製作のみが行われている期間
- (4) 現場が完了（受注者が発注者に対し必要書類を全て提出済みであること）し、竣工検査までの間など、工事現場において作業が行われていない期間であって、常駐を免除することができる発注者が認めた期間

① 常駐を免除することができる期間の明示等

工事の発注時（公告時等）に、特記仕様書（別紙1）において、期間を明示するとともに、請負契約締結後、受注者との協議により、常駐を免除する具体的期間を工事打合簿（記載例参考）において定めるものとする。

なお、上記の期間については、受注者からの要請があった場合に、随時、定めるものとする。（要請がない場合は定めないものとし、その場合、常駐義務は免除されない）

② 常駐を免除する場合の留意点

●全般について

常駐を免除した場合であっても、他の工事の現場代理人や専任義務のある主任技術者等を兼任することはできない。

●「作業着手前の期間」について

契約後に工事打合簿で常駐を免除する期間を定めた時から常駐義務を免除できるものであること。（契約日時点では、作業着手前のため、工事現場への滞在は要しないが、当該工事への専任が必要となる）

●「工場製作期間」について

工場製作のみが行われている期間については、現場代理人は、必ずしも工場に常駐する必要はないが、工場製作過程における品質管理、安全管理等に責任の持てる体制でなければならないこと。

③ 常駐を免除する場合の連絡体制、安全管理等

工事現場で作業が行われていない期間であっても、発注者との連絡体制や現場の維持管理は必要なことから、次の事項について、工事打合簿において確認するものとする。

●発注者との連絡体制の整備

電話等により常時確実に現場代理人（現場代理人に連絡がとれない場合は代理の者）と連絡がとれる体制の整備

●現場の安全管理の徹底

ア 第三者の進入防止など適切な現場管理の徹底

イ 定期的な現場パトロール等の実施

ウ 緊急時（自然災害や事故等）に速やかに対応できる体制の整備

Ⅲ 複数の工事における現場代理人の兼任

柏崎市の発注した工事における現場代理人の兼任については、次のとおりとする。

(1) 次に掲げるアからエまでの条件を全て満たす工事については、合計で 5 件まで兼任を認めることができるものとする。

ア 工事がいずれも柏崎市の発注した工事であること。

イ 兼任する工事の当初契約金額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の合計が 9,000 万円未満（1 件 4,500 万円未満（建築一式工事は 9,000 万円未満））であること。

ウ 各工事現場間の移動時間が 1 時間程度以内であること。

エ 特記仕様書又は現場説明書に現場代理人の兼任を認めない旨の記載がないこと。

- (2) 柏崎市の発注した工事で、兼任する工事現場が同一又は概ね一つの現場として管理が可能な程度隣接・近接しており、かつ工事内容に関連性がある工事で、兼任してもその影響が比較的少ないと発注者が認める場合は、現場代理人の兼任を5件まで認めることができるものとする。（金額の上限はなし。発注時に特記仕様書に示した工事に限る。）
- (3) 一人の現場代理人に対して同時期に認められるのは、(1)又は(2)のいずれか一方とする。

注1:先行している工事が当初兼任可能として発注していても、現場施工中の状況により、兼任を認めない場合がある。

注2:(1)イの合計金額は当初契約額の合計金額で判断することとし、受注後、契約金額に変更が生じ合計金額が規定額を超えても継続して兼任を認める。

注3:(2)の「工事内容に関連性がある工事」とは、繰越工事等への追加工事、諸経費調整を行う近接工事、同一工区の分割発注及び追加工事等のことをいう。

① 兼任を認めない工事

●(1)の場合

難易度や施工内容によって現場代理人の兼任を認めがたい工事である場合は、発注者において兼任を認めないことがある。

●(2)の場合

当該工事が「大規模・高難度」、「特殊」、「騒音・振動・交通管理の面で周囲への影響（問題発生）が懸念される」工事の場合は、兼任を認めない。

② 兼任対象工事の明示

●(1)の場合

難易度や施工内容によって現場代理人の兼任を認めがたい工事である場合は、工事の発注時（公告時等）に特記仕様書に「兼任を認めない」旨を明記する。

この記載がない場合は、兼任可能であるが、請負金額（1件の金額）4,500万円以上（建築一式は9,000万円以上）の工事は、特記仕様書（別紙1）にこの記載がなくとも従来どおり兼任できない。

●(2)の場合

工事の発注時（公告時等）に、特記仕様書（別紙1）に兼任の対象となる工事を明記する。

③ 兼任の手続き

●兼任届の提出

ア 現場代理人を兼任しようとする場合は、「工事着手届」提出時に併せて「現場代理人兼任届」を発注者（契約検査課）に提出する。（事務処理フロー参考）

また、兼任する工事のすべての監督員に打合せ簿等により兼任の報告をし、確認を受けること。

イ 兼任届提出後に、現場代理人を変更した場合で、変更後の現場代理人が、他の工事を兼任している場合、「現場代理人・技術者変更届」提出時に併せて「現場代理人兼任届」を契約検査課に提出する。

ウ 兼任届提出後に、工期に変更が生じた場合は、当該工事と兼任中の他の工事の監督員に次の資料を提出する。

- ・ 工程表を変更した場合は、変更後の工程表
- ・ 受注済み工事の施工が中止（解除）された場合は、工事施工中止通知書（解除通知書）の写し

●兼任届に添付する資料

ア 兼任する全ての工事の当初契約書の写し

イ 兼任する全ての工事の工程表、位置図（全ての工事を1枚に表示したもの）

ウ 受注済み工事が中止されている場合は、工事施工中止通知書の写し

●兼任している工事が完了した場合は、当該完了工事の履行届の写しを兼任先監督員に提出すること。

④ 連絡体制、安全管理等

●発注者との連絡体制の整備

発注者との連絡体制を確実にするため、次の措置を講じること。

ア 電話等により常時確実に現場代理人（又はイの代行者）と連絡がとれる体制の整備を行うこと。

イ 職務代行者の配置

現場代理人の指示のもとに、現場での連絡や作業指示等を行う職務代行者（元請の従業員であるか否かは問わない。）を配置すること。

●現場の安全管理等の徹底

現場代理人が兼任し、他の工事現場に滞在している間、担当している工事現場において不在となることから、職務代行者への適切な指示を行うと共に不在現場の施工管理・安全管理に引き続き万全を期すこと。

IV 適用開始

① 令和7年4月以降の公告又は指名通知を行う案件から適用する。

② 現に受注済みの案件についても対象とするが、その場合は受注済み工事の監督員と協議のうえ常駐義務緩和を認めた場合に適用する。

V 注意事項

- ① 本取扱い適用工事においても、現場代理人と主任技術者等は兼ねることは可能であるが、主任技術者等は建設業法の規定により請負金額が4,500万円（建築一式工事は9,000万円）以上となった場合「専任義務」があるので、注意すること。
- ② 兼任を認めた工事において、施工管理体制が不十分等の理由で兼任が適当でないと判断した場合は、兼任を解除することがある。
- ③ 正当な理由なく常駐免除を受けずに現場代理人が不在の場合や、取扱いを超えた兼任が発覚した場合は、工事成績評定への反映や、場合によっては指名停止等の措置を行うことがある。
- ④ 予定価格200万円以下の担当課執行の発注工事については、現場代理人の兼任件数の対象としない。

VI その他

この取扱いに定めのない事項及びこれにより難しい事項については、必要に応じて別に定めるものとする。

現場代理人の常駐義務緩和に関する特記仕様書

現場代理人の常駐義務の緩和措置の本工事への適用については、以下のとおりとする。

1 「常駐を免除することができる期間」に該当する期間について

現場代理人の常駐を免除することができる期間は、以下の番号に○印の付いたものを適用し、常駐を免除する具体的な期間は、請負契約締結後、監督員との打合せにて工事打合簿に定める。

ただし、現場代理人が本工事と他の工事を兼任している期間は、この緩和措置は適用しない。

- (1) 契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間
- (2) 工事の全部の施工を一時中止している期間
- (3) 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター、発電機・配電盤等の電機品等の工場製作のみが行われている期間
- (4) 現場が完了（必要書類は全て提出済）し、竣工検査までの間など、工事現場で作業が行われていない期間であって、常駐を要しないと発注所属長が認めた期間

2 現場代理人の兼任について

現場代理人の兼任は、以下の番号に○印の付いたものを適用する。ただし、本工事が兼任を認めても、他の工事の施工状況により、兼任を認めない場合がある。

- (1) 本工事は現場代理人の兼任を認める。
- (2) 本工事と以下の工事の受注者が同一となった場合は、現場代理人の兼任を認める。
対象工事名：

- (3) 本工事は現場代理人の兼任を認めない。

現場代理人を兼務させる場合の事務処理フロー

